

中小企業人的資本経営推進事業実施業務 委託仕様書

1 委託業務名

中小企業人的資本経営推進事業実施業務

2 目的

深刻化している人手不足に加え、就職希望者のニーズの多様化に対応するため、人材を資本として捉え、効果的な投資を行い、企業価値の向上を目指す「人的資本経営」の導入の支援を行う。

3 委託契約期間

委託契約を締結した日から令和9年2月26日まで

4 委託業務の内容

企業を対象としたセミナー等の開催と個別コンサルティングを組み合わせた支援を実施する。

【対象企業】

県内に主たる事業所を有する中小企業

※「中小企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

【支援内容】

1 人的資本経営推進事業に係る事項

(1) 人的資本経営セミナー

人的資本セミナーに関して基礎的なことが理解できるセミナーを開催すること。

回数：3回程度

時間：3時間程度/回

参加数：目標30社程度/回

開催場所：山口県内（委託者と協議の上、決定すること）

その他：セミナー内容は同一とし、県内3か所（東部・中部・西部）以上で開催すること。

(2) 人的資本経営研究会

人的資本経営を導入した企業の経営者や人事担当者等を講師として招へいし、講師が所属する企業の実例を素材に、導入から実践までの詳細なプロセスや、導入に際して発生した課題・解決手法について、参加企業に主体的な分析・研究を実施させ、人的資本経営導入のためのポイントを明らかにさせることにより、参加企業において導入イメージの形成や自社への適用の意識づけを行えるような研究会を開催すること。

回数：4回程度（回毎のテーマを明確にすること）

参加数：目標20社程度（全ての回への参加を原則とする）

開催場所：山口県内（委託者と協議の上、決定すること）

その他：成果物として人的資本経営導入に向けたポイントについて、まとめたレポートを作成すること。

(3) 個別コンサルティング

人的資本経営の導入を希望する企業に対し、導入に向けた計画の策定について、個別に支援を実施すること。

支援企業数：目標5社以上

- ・ 支援希望企業の実情やニーズ等のヒアリングや企業情報を基に、支援企業を選定すること。ただし、支援企業は委託者と協議の上で決定すること。
- ・ 人的資本経営の導入に向けた方針や計画の策定
- ・ 人的資本経営を社内で普及させるための支援
- ・ 人的資本経営に関する各種支援制度の情報提供
- ・ 原則、支援企業への訪問による支援とすること。
- ・ 支援の方針について、都度委託者と協議して支援を進めること。

【業務内容】

(1) 管理運営

委託業務全体の管理運営、実績報告書の作成等

(2) 事業実施

セミナーと個別コンサルティングにおける、企画、リーフレットの作成、周知PR、募集、参加企業の選定、会場や備品の手配、日程調整を含む参加企業への連絡、オンライン接続等のサポート、アンケート対応等

5 スケジュール（予定）

令和8年 6月12日 審査会

6月中旬～下旬 委託候補先選定。契約締結。委託業務開始。

7月～ セミナー、研究会開催。個別コンサルティング開始。

令和9年 2月26日 事業完了

6 実績報告

受託者は本業務完了後、実績報告書を財団に提出すること。なお、実績報告書には以下の内容を記載すること。

- ・ 人的資本経営セミナーの実施結果（アンケートによる満足度調査等）
- ・ 人的資本経営研究会の実施結果（アンケート満足度調査等）
- ・ 人的資本経営研究会において講義された人的資本経営導入に向けたポイント等について、まとめたレポート。
- ・ 個別コンサルティングにおいて策定した人的資本経営の導入に向けての計画及び方針結果

7 その他

- (1) 本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- (2) 委託料については、原則として全事業の終了後、検収した上で支払う。ただし、個別コンサルティングは社数や実施回数によって異なるため、契約額を上限として、実績に応じた額を確定額として支払う。
- (3) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- (4) 受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- (5) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) その他不明な点は、双方の協議により決定する。